

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成25年6月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目について所要の規定の整備を行う。

## 2 主な改正の内容

### (1) 個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度に関する取扱い

年金所得に係る特別徴収税額等が変更された場合において、年金給付の際に徴収する1回当たりの税額等を年金保険者に通知する際の通知方法を定める等、所要の規定の整備を行う。

### (2) 所要の規定の整備

金融所得課税の一体化、法人に係る利子割の廃止等に関する地方税法及び同法施行令の改正に伴い、引用条項ズレの措置等を行う。

## 3 施行期日

原則として平成28年1月1日から施行する。